

## 子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別の給付金を支給することにより、子育て世帯に対する支援を行います。

- 支給対象 次のいずれかに該当する児童を養育する者で年収960万円未満(※)の者  
※扶養家族3人の場合。児童手当の所得制限基準に準ずる

(基準日：令和3年9月30日)

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ②平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童
- ③10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童

児童手当（本則給付）受給者 ※公務員受給者・基準日以降の新生児は要申請		→	申請不要
16～18歳 (高校生)	弟や妹が児童手当（本則給付）対象児童	→	申請必要 (該当者に通知送付)
	上記以外		

- 支給額 児童1人当たり 50,000円  
(見込世帯：6,000世帯 見込人数：10,200人)

- 申請方法 郵送による申請（市からの案内に返信用封筒を同封）  
(申請必要分)

- 支給の流れ (予定)
 

申請不要の方	… 令和3年12月下旬支給（児童手当口座へ振込）
申請支給の方	… 令和4年1月～3月末 受付・審査 ⇒順次支給

- 事業費 516,500千円（市議会第4回定例会補正予算案）

- 財源 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金（国10/10）

- 事業費の内訳（補正額） (単位：千円)

項目	現在予算額	今回補正額	計
給付金	0	510,000	510,000
事務費	0	6,500	6,500
計	0	516,500	516,500

50千円×10,200人